



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

【概要版】

川崎市環境基本計画

令和3 (2021) 年2月改定



川崎市

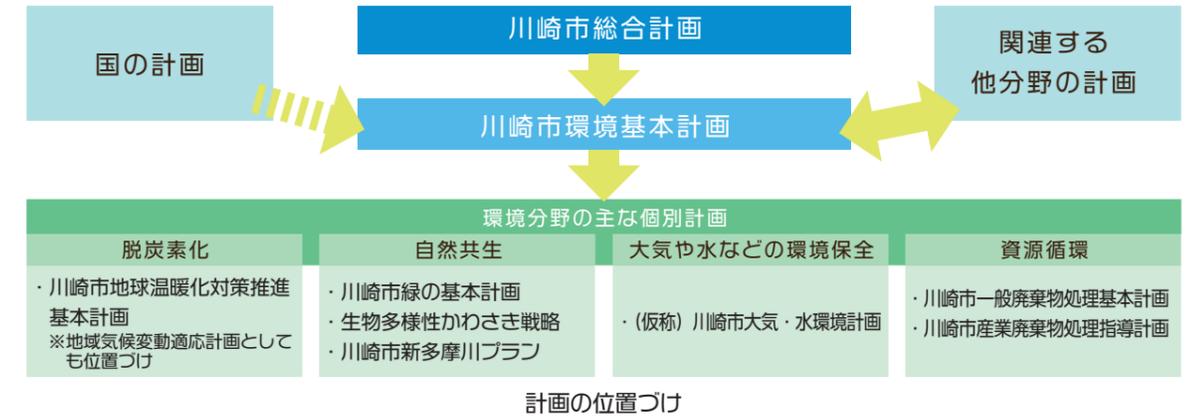
川崎市環境基本計画とは

川崎市環境基本計画は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる計画です。

環境分野の個別計画の上位に位置づけられるとともに、本市の総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担います。

計画の期間 令和3(2021)年度 ▶ 令和12(2030)年度までの10年間

計画の対象地域 川崎市全域(ただし、社会状況等の変化を踏まえ、気候変動等、市域を超えた地球規模の環境課題の解決にも貢献することを見据えた取組を推進)



環境施策の目標

めざすべき環境像	基本方針			環境要素	環境要素ごとの目標
	1	2	3		
豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ	力強くしなやかに持続可能な都市づくりに取り組む	川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る	これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ	脱炭素化	地球環境の保全に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現をめざす
				自然共生	緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす
				大気や水などの環境保全	大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす
				資源循環	リサイクル(再生利用)はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす

基本的施策

基本方針に基づき取り組む3つの柱			環境要素ごとに取り組む施策			
1	2	3				
環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進	地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献	環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化	脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む	地域からの地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用	環境配慮指針
					気候変動の影響への適応	
			都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む	緑の保全・創出・育成及び活用	水と緑のネットワークの形成・充実	
					生物多様性の保全	
快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む	良好な大気環境の保全及び共創	良好な水環境の保全及び共創	適正な化学物質管理の推進	環境配慮指針		
環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む	2R(リデュース・リユース)の更なる推進	リサイクルの促進や有効利用	安全かつ安心な生活環境づくりの推進	環境配慮指針		

めざすべき環境像と基本方針

めざすべき環境像

豊かな未来を創造する 地球環境都市かわさきへ

「地球環境都市」とは

- ①「市民一人ひとりが、環境から多大な恩恵を受けていること、環境に対し負荷を与えていることを認識し、協働・連携しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでいる都市」
 - ②「脱炭素社会の実現に向けて、蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、技術と社会の革新に寄与していく『グリーンイノベーション』の実現に向けた取組が進められている都市」
 - ③「地域の環境保全のみならず、地球規模の環境課題の解決に向け、大きく貢献している都市」
- このことをいい、環境先進都市として取組を進めてきた本市は、この新たな都市の姿をめざします。

基本方針

1 力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む

- 気候変動への影響や、少子高齢化、人口減少など、環境分野でも社会状況の変化等に対応した取組が必要とされています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も社会状況や生活様式が変化 など、状況に応じた柔軟な対応も求められます。
- このような状況を踏まえ、次の点に着目しながら、力強くしなやかで持続可能な都市づくりに向け、統合的な取組を推進します。

- ✓ 複合的な視点による環境施策の展開
- ✓ 緩和策・適応策の推進
- ✓ 環境分野に関連する防災・減災対策の推進



基本方針

2 川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る

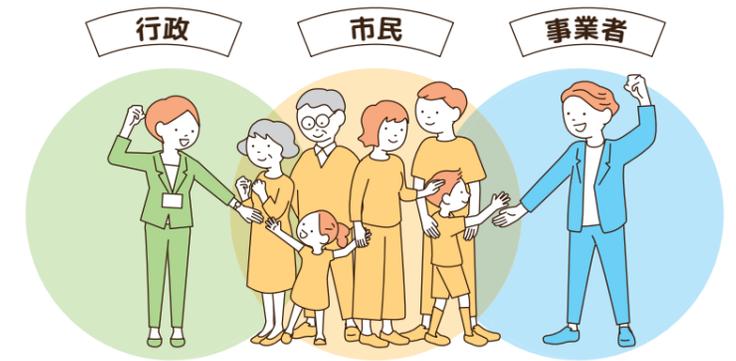
- 約 400 の研究開発機関が立地する産業振興・イノベーションを推進する基盤や、低炭素・公害対策・資源循環・エネルギー等に係る多くの環境技術・産業の集積など、蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、産業集積による新技術・新製品の創出・普及を推進します。
- AI、IoT など ICT (情報通信技術) を活用し、市民や事業者の新たな環境配慮につながる仕組みづくりを推進します。
- 環境技術を活かした国際貢献などの取組も併せて推進します。



基本方針

3 つちか これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ

- 本市には、大気環境の改善に向けた仕組みづくりをはじめ、緑地等の保全活動やごみの減量化・資源化の促進、地域からの地球温暖化対策など、市民・事業者・行政が協働・連携しながら様々な環境問題に取り組んできた実績があります。
- このような長年にわたって積み重ねてきた本市の環境問題への取組姿勢は、重要な資源であり、その源泉には、各主体が互いに尊重し、対等な関係に立って協力して環境問題への解決に取り組むことにより培った「協働の精神」があります。
- 多様化・複雑化する環境問題への対応に当たり、多様な主体との協働・連携による取組を推進するとともに、市民・事業者・行政が一体となってこれまで培ってきた「協働の精神」を、次の世代に引き継ぐ取組を推進していきます。



取組を推進する環境の主な分野と目標

■本計画では、取組を推進する環境の主な4つの分野（「脱炭素化」「自然共生」「大気や水などの環境保全」「資源循環」）について、めざすべき環境像の実現に向け、それぞれ目標を設定します。

■本計画が、本計画が個別計画の上位計画であることを踏まえ、環境分野の取組状況全体の進捗を俯瞰するとともに、それぞれの目標の達成状況について進捗を把握するため、主要な個別計画から特に重要な指標等を参考指標として活用し、点検を行っていきます。

1 脱炭素化

目標

地球環境の保全に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること（脱炭素化）の実現をめざす

温室効果ガス排出量

めざす方向 ▶ 令和12（2030）年度までに
平成2（1990）年度比 30%以上削減
平成25（2013）年度比 20%以上削減

再生可能エネルギー導入量

めざす方向 ▶ 現状より増加すること



参考指標

2 自然共生

目標

緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす

緑地（樹林地・農地）の保全面積

めざす方向 ▶ 令和9（2027）年までに
樹林地は 300ha、農地は 343ha

公園緑地面積

めざす方向 ▶ 令和9（2027）年度までに 830ha

市街地における緑化地面積

めざす方向 ▶ 令和9（2027）年度までに 1,082ha



参考指標

3 大気や水などの環境保全

目標

大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす

二酸化窒素の対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局数

めざす方向 ▶ 対策目標値の下限値以下の達成局数の増加

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を達成した測定局数

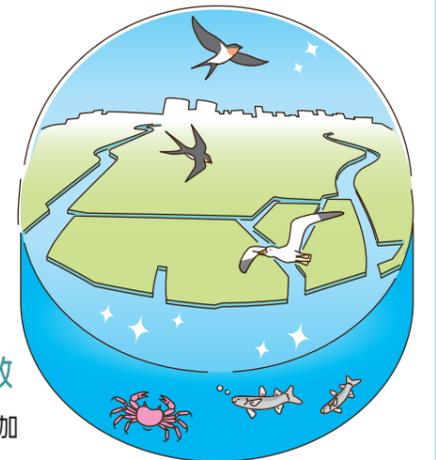
めざす方向 ▶ 全測定局の環境基準達成の維持

河川のBOD及び海域のCODの環境基準値の適合地点数

めざす方向 ▶ 河川のBOD及び海域のCODの環境基準値の適合地点数の増加

PRTR制度対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

めざす方向 ▶ 現状を維持又は低減



参考指標

4 資源循環

目標

リサイクル（再生利用）はもとより、より環境負荷が少ない2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす

市民1人当たりの1日ごみ排出量

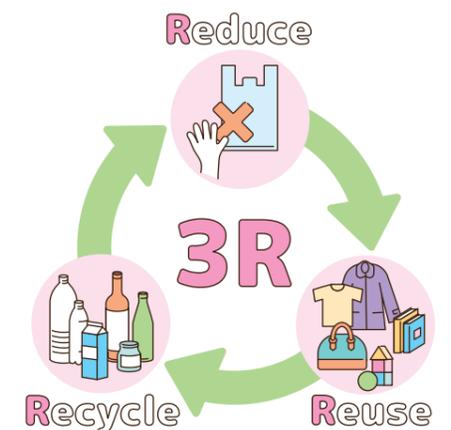
めざす方向 ▶ 令和7（2025）年までに
市民1人当たりの1日ごみ排出量を 898gまで削減

ごみ焼却量

めざす方向 ▶ 令和7（2025）年までに
ごみ焼却量を 33万トンまで削減

資源化率（家庭系）

めざす方向 ▶ 現状より増加

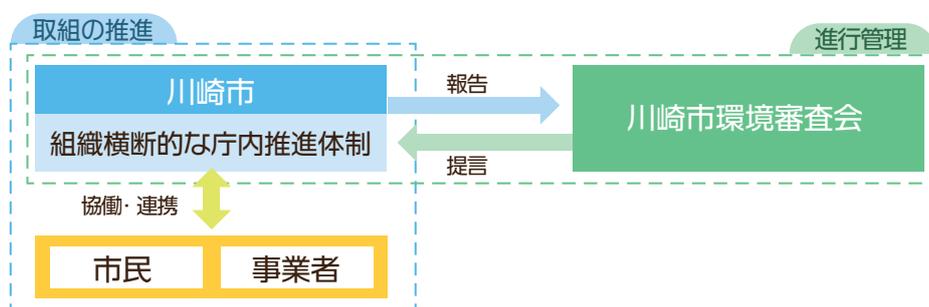


参考指標

計画の推進

(1) 計画の推進体制

- 本計画に掲げる「めざすべき環境像」の実現に向け、環境施策及び環境行政を総合的かつ計画的に推進していくため、組織横断的な市の推進体制を整備するとともに、市民・事業者など多様な主体との協働・連携の体制を充実させていきます。
- 計画の外部評価を行う体制として、市民及び学識経験者等で構成される川崎市環境審議会において、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議、本計画の改定や年次報告書による本計画の進行管理を行います。



計画の推進体制

(2) 計画の進行管理

- 環境分野の取組状況全体の進捗を俯瞰・把握し、点検するため、施策の実施状況、指標の達成状況等について、年度ごとに進行管理・点検を実施し、年次報告書を作成・公表します。
- 年次報告書の作成を通じた進捗の把握・点検結果や、審議会からの提言、市民・事業者からの意見を踏まえ、庁内関係部局と調整の上、基本方針に基づき取り組む3つの柱や環境要素ごとの施策・事業等について、検討・見直しを行います。



計画の推進及び進行管理のフロー

川崎市環境基本計画 令和3(2021)年2月改定

[編集・発行]

川崎市環境局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 【TEL】 044-200-2386 【FAX】 044-200-3921